

四谷メディカルキューブ 公的研究費不正防止計画

2017年4月1日

策定 コンプライアンス推進担当責任者

実施責任者 統括管理責任者

公的研究費の適正な運用および管理を行うため、2017年度の不正防止管理計画を以下のように定める。

I. 不正防止計画

1. 不正防止についての責任体制と規程等の施設内外への周知

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 組織的に研究不正防止に取り組んでいることが、内外に周知できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> 院内では全職員向けの研修会等を実施し、研究関係者の参加を義務付ける。 院外に向けては、ホームページ内に専用ページを作成し、不正防止への取り組みを公開する。 取引業者に対しては、業者宛の文書を配布し、さらに「誓約書」の提出を義務付ける。
<ul style="list-style-type: none"> 研究不正防止の責任体制が研究者および他の関係者に浸透していない。 	<ul style="list-style-type: none"> 研究者に対し、研究不正防止のための規程に基づき、体制、業務分掌、不正防止手順、不正発生時の対処等を、院内研修会等で明らかにする。 ホームページ上の専用ページで研究不正防止規程を公開する。 部署長から構成員に繰り返し意識付けを行う。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境等の整備

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 研究コンプライアンスや個人情報保護に関する意識が希薄である。 	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンス遵守および適切な個人情報保護の意識の向上を目的とした研修会等を行い、研究者等の参加を義務付ける。 研究者ごとの遵守状況を確認する手段・手順を策定する。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正発生の要因	不正防止計画
<ul style="list-style-type: none"> 今後不正使用事案が発生した場合は、その要因を分析する。 	<ul style="list-style-type: none"> 具体的要因が明らかにし、要因ごとの防止策を検討する。